

千葉県建築物の移転に関する認定基準

1 目的

本基準は、既存不適格建築物の移転に係る認定に関し必要な事項を定め、既存建築物の有効活用を図ることを目的とする。

2 取扱方針

本基準は、建築基準法施行令第137条の16第1項第2号の規定による認定に当たり、敷地外への移転において、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境保全上の支障の有無を判断する基準を定めるが、敷地外への移転は、個々の事例ごとに判断すべきものであり、具体的な計画に即して制度の趣旨を勘案し、総合的な見地から判断して取り扱うものとする。

3 取扱基準

本基準における用語の意義は、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）による。

- (1) 既存建築物の構造、防火、避難、衛生などの性能及び機能が、移転前よりも低下しないこと。
- (2) 隣接敷地との関係で決まる基準（外壁等で延焼のおそれのある部分の防火措置等）については、敷地内で移転する位置に配慮し、周囲への影響を考慮すること。
- (3) 用途地域や容積率、建蔽率や高さ制限などの集団規定については、移転先の基準に適合していること。なお、既存建築物そのものの存続が困難となる場合には、周囲の土地の利用状況や対象となる規定に係る許認可等の実績、建築計画の内容等を総合的に勘案する。

附 則

この基準は、平成27年9月1日から施行する。